

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道警察旭川方面本部長 様

令和8年度において、北海道警察旭川方面本部が発注する北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請人の 所在地	郵便番号				—					電話（ ）	—
フリガナ 商号又は名称											
フリガナ 代 表 者											
本申請に係る 連絡先 (担当者)	所 属 氏 名 電話番号	FAX 番号									

(代理人による申請を行う場合)

申請代理人 の所在地	郵便番号				—					電話（ ）	—
所属、役職 フリガナ 氏 名											

※代理人申請は、委任状により資格審査申請の権限を委任されている場合に可能。

- ☐ 私は、競争入札参加資格審査申請に当たり、次のいずれにも該当していることを申し出ます。

1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

2 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

3 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

4 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

5 暴力団関係事業者等でないこと。

6 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

7 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

8 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

9 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。

10 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

11 北海道における電力の調達に係る環境配慮要綱（令和8年3月30日付け戦第1166号）第5条の環境配慮基準に適合する者であること。

☐ 私は、北海道が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

（※代理人による申請の場合は、例示様式2にて申請者が誓約をしなくてはなりません。）
- ※上記□にチェックを入れてください。

提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。

(※登記事項証明書、各納税証明書等については、申請受付時前3か月以内に発行された最新のものを提出してください。)

なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】令和8年10月5日（月）

区 分		法人	個人	中小組合	備 考
1	登記事項証明書等（現在事項全部証明書）（※写し可）	◎		◎	法務局の発行するもの
2	定款又は寄付行為（※写し）	○		◎	会社以外の法人の場合 中小企業組合等の場合
3	貸借対照表（※写し）	○			会社以外の法人の場合 合名会社、合資会社の場合
4	身分証明書（※写し可）		◎		市区町村の発行するもの
5	道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書（※写し可）	◎	◎	◎	道税事務所、各総合振興局（振興局）税務課（納税課）の発行するもの
6	本社が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書（※写し可）	○	○	○	道税の納税義務がない場合に提出 ※本社が道外で道内に支社等がある場合について 本社が道外であっても、道内に支社等を置いている等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞納がないことの証明書」を提出してください。この場合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」については提出不要
7	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（※写し可）	◎	◎	◎	税務署の発行するもの 国税通則法施行規則別紙9号書式その3の2（個人用）又はその3の3（法人用）
8	健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類（※写し）	◎	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ※①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
9	雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類（※写し）	◎	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ※①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
10	社会保険及び雇用保険の届出義務のないことを証する書類	○	○	○	社会保険等適用除外申出書（例示様式1） ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務のない場合に提出してください。
11	小売電気事業者の登録を受けていることを証する書類	○	◎	◎	小売電気事業者の登録に係る経済産業大臣通知の写し ※一般送配電事業者である小売電気事業者は提出不要です。
12	高圧電力の供給実績があることを証する書類	◎	◎	◎	別紙供給実績調書及び契約書等の写し
13	暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であることを証する書類	○	○	○	暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書（例示様式2） ※申請手続を申請者本人が行うときで、申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の提出を要しない。 ※代理人で申請している場合は必要。
14	再エネ特措法等の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であることを証する書類	◎	◎	◎	誓約書（例示様式3）
15	その他旭川方面本部長が必要と認める書類				必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合があります。

(注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。

2 ○印は、該当するときに提出する書類です。

例示様式1

社会保険等適用除外申出書

北海道警察旭川方面本部長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

また、上記の申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】

☐健康保険 ☐厚生年金保険

- 1 従業員5人未満の個人事業所であるため
- 2 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため
- 3 その他

注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)〇〇年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

- 1 役員のための法人であるため
- 2 その他

注1 該当する番号を○印で囲んで下さい。

- 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)ハローワーク〇〇に確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

別紙

供 給 実 績 調 書

小売電気事業者名_____

○ 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力供給実績

供給先	供給電圧（V）	契約電力(kW)	契 約 期 間
			～
			～

- ※ 1 直前1年間に供給実績があれば、契約の始期及び終期は問わない。
- 2 上記項目が記載されていれば、任意様式で構わない。
- 3 契約書の、上記項目が掲載されたページの写しを添付すること。上記以外の不要事項は適宜塗りつぶして差し支えない。

暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書

北海道警察旭川方面本部長 様

私は、北海道が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるととともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地 〒
商号又は名称
代 表 者

誓 約 書

北海道警察旭川方面本部長 様

私は、電気事業法その他の電気事業に係る法令又はこれらの関係法令に基づく命令若しくは処分等に違反した事実がなく、今後も、これらの関係法令等を遵守することを誓約します。

また、私は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表を資格審査の申請をする日の直前2年間にされたことはありません。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地 〒

商号又は名称

代 表 者

北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に関するよくある質問と回答

No.	質 問 事 項	回 答
1	入札対象施設の現供給者は。	北海道電力株式会社です。
2	契約期間中に、契約に影響する工事の予定及び供給停止となる施設はあるか。	現時点予定はありません。
3	これまでみなし小売電気事業者又は一般送配電事業者から供給を受けていて、初めて入札対象となった施設があるか。	該当施設はありません。
4	計量器はスマートメーターか。	対象施設はすべてスマートメーターです。
5	計量日時を「毎月末日24時」から「毎月1日0時」に変更することは可能か。	変更はできません。 なお、契約書第7条第1項は、電力量の記録時点を定めたものであり、検針（読み取り）は0時以降であっても差し支えありません。
6	検針票をWEBからのダウンロードとすることは可能か。	使用電力量等の通知は、契約書第7条第1項により「書面」での通知となりますので、WEBでの発行は認めません。通知の方法として「電子メール」を使用することは可能です。なお、いわゆる「検針票」として別途発行する必要はなく、請求書への同封や、請求書の所定欄に記載する方法でも構いません。
7	契約締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能か。また、契約の変更が不可能な場合、別途、協定書を締結することは可能か。	契約の根幹に係る事項以外は、協議により変更することが可能です。 契約書以外に協定書等を締結することはありません。
8	契約期間中において、一般送配電事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能か。	契約書第4条により、協議の上変更することができます。
9	落札後に、電力量の計算区分を変更することは可能か。	できません。道の契約書によります。
10	契約変更協議の前提として当方の約款を適用できるか。	参考としますが、小売電気事業における標準的取扱方法についても考慮する必要がありますので、常に契約の相手方の約款を適用できるとは限りません。
11	告示されている各種様式をデータでもらうことは可能か。	データでお渡しはしておりません。なお、要件を具備したものであれば、同様の書式で任意に作成したもので構いません。
12	入札金額には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めるか。	含めません。
13	入札書を送付により提出する場合、封筒の表示、郵送方法に指定はあるか。	物品競争入札心得第3条第2項のとおりです。なお、入札の公告で示す期日までに到着する必要があります。
14	送付による入札の場合、再度入札分の入札書を同封してよいか。	2以上の入札書を同封した場合、物品競争入札心得第7条の(5)により無効入札となります。再度入札となる場合は、別途日時を指定して行います。
15	毎月20日までに請求を行う旨の記載があるが、月初めの連休等で指定日を過ぎる場合は、了承してもらえるか。	契約書第9条第1項のとおり、「原則として」ですので、相応の理由があれば了承致します。
16	支払方法は口座振込となるのか。その場合の振込手数料は北海道の負担で良いか。	振込手数料は北海道が負担します。 ただし、旭川方面本部総合庁舎は複数の官公署で構成されているため、それぞれの官公署より振り込みされます。

北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に係る質問書の提出方法

- 本件入札に関して質問がある場合は、次の方法で質問書を提出してください。

なお、本ホームページ掲載の資料等（特に「入札説明書」、「契約書（案）」及び「よくある質問と回答」）を事前によく確認の上、質問書の作成をしてください。

1 質問書の様式

別紙のとおり（要件を具備していれば、様式は問いません。）

2 質問書の提出期限

令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時まで

3 質問書の提出方法

持参、郵送、F A X のいずれかによる。

(1) 住 所： 〒078-8511 北海道旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地の 6

(2) F A X： 0166-34-1995

(3) 宛 先： 北海道警察旭川方面本部会計課調度係

注）封筒の表面又は F A X の標題に「北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約質問書」等と明記してください。

4 回答の方法

電話又は F A X にて回答します。

5 電話照会

簡易な確認事項については、電話照会も可能です。一般的な質問事項も下記電話番号で受け付けます。

T E L：0166-35-0110 内線 2232 【本件担当 田中】

※ 照会受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで

別紙

北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）需給契約に係る質問書

会社等の商号又は名称	
担当者の所属・職・氏名・連絡先（電話・FAX）	
提出日	

No.	質 問 内 容

【回答方法】 電話 ・ F A X

※ 希望する方に○をつけて下さい。

北海道における電力の調達に係る環境配慮要綱

令和 8 年 3 月 30 日 制定

令和 8 年 6 月 30 日 改定

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

(目的)

第 1 条 本要綱は、北海道が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(対象契約)

第 2 条 本要綱の対象となる電力調達契約は、競争入札による高压又は特別高压の電力調達契約とする。

(対象機関)

第 3 条 本要綱の対象機関は、知事部局の他、庁舎管理者として電力を調達する道の全ての機関（以下「各機関」という。）とする。

(環境評価項目)

第 4 条 本要綱における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 環境評価基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 環境評価加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組
- イ エネルギーの地産率
- ウ 落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率

(環境配慮基準の適合要件)

第 5 条 各機関が実施する第 2 条に規定する契約に係る競争入札に参加する場合に必要な環境配慮基準に適合する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）している小売電気事業者
- (2) 次のいずれかに該当する小売電気事業者
 - ア 第 7 条第 1 項に規定する環境評価基本項目の評価点の合計が 70 点以上とされた者
 - イ 第 7 条第 1 項に規定する環境評価基本項目及び環境評価加点項目の評価点の合計が 70 点以上とされた者

※ 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(評価項目報告書等の提出)

第 6 条 各機関が行う高压又は特別高压の電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第 4 条に規定する環境評価項目を、別表 1「北海道環境に配慮した電力調達契約評価基準（以

下「評価基準」という。) 」により算定し、その評価点等を記載した様式1「北海道環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(以下「評価項目報告書」という。)」とともに、様式2「北海道への再生可能エネルギー電力の供給予定比率報告書(以下「供給予定比率報告書」という。)」を知事に提出するものとする。

(評価)

第7条 経済部ゼロカーボン推進監は、前条の規定により、評価項目報告書及び供給予定比率報告書が提出されたときは、その内容を確認し、評価点を判定するものとする。

2 経済部ゼロカーボン推進監は、前項の規定による判定の結果について、様式3「令和○年度北海道環境に配慮した電力調達契約評価項目 判定結果」を小売電気事業者へ通知するとともに、各機関に周知するものとする。

3 経済部ゼロカーボン推進監は、第5条に規定する環境配慮基準に適合する者を、ホームページ等において公表するものとする。

(入札参加資格の確認)

第8条 各機関の長は、前条第3項のホームページ等により各小売電気事業者の環境配慮基準に適合の有無を確認するものとする。

(特定電源割当証明書の提出)

第9条 第4条(2)ウに掲げる環境評価項目による加点により、環境評価基本項目及び環境評価加点項目の評価点の合計が70点に達する小売電気事業者は、第2条に規定する契約を締結したときに、様式4「特定電源割当証明書」又はこれに準じた形式で作成した、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料を、3か月ごとに知事に提出(※)するものとする。

※ 環境価値を有する証書を用いる場合は、その写しを併せて提出するものとする。

(要綱の公表)

第10条 道は、本要綱をホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第12条 本要綱に係る事務処理は、経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課において行う。

附則

- 1 この要綱は、令和8年3月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年6月30日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

北海道環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価基本項目	区分	配点
1. 一昨年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 （事業者全体の調整後排出係数） [単位：kg-CO ₂ /kWh]	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.520 未満	45
	0.520 以上	0
2. 一昨年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
3. 一昨年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
環境評価加点項目	区分	配点
4. 省エネに関する情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
5. 一昨年度のエネルギー地産率	10.00%以上	10
	5.00%以上 10.00%未満	5
	5.00%未満	0
6. 落札した施設への再生可能エネルギー電力の 供給比率（電力使用量の割合）	30.00%超	50
	20.00%超 30.00%以下	30
	10.00%超 20.00%以下	20
	10.00%以下	0

※ 環境評価基本項目 1

1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）とは、小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表した指定年度の二酸化炭素排出係数とする。

新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者から自ら検証・公表した二酸化炭素排出係数を用いることができる。

※ 環境評価基本項目 2

未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値とする。

（算定方式）

$$\text{一昨年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{一昨年度の供給電力量 (需要端)} \times 100} \times 100$$

なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

※ 環境評価基本項目 3

再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算定方式により算出した数値とする。

（算定方式）

$$\text{一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端）(kWh)
- ② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)

- ③ Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 供給電力量 (需要端) (kWh)

注 1：再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

注 2：①から⑥の全てについては、一昨年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

※ 環境評価加点項目 4

需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容の例としては、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

などが考えられる。

※ 環境評価加点項目 5

エネルギーの地産率とは、一昨年度の北海道内における発電電力の活用状況をいい、以下の算定方式により算出した数値とする。

ただし、一昨年度のエネルギー地産率の実績がない小売電気事業者については、当該年度供給計画による地産率を代替値として報告することができる。

(算定方式)

$$\text{一昨年度の地産率(\%)} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

①一昨年度の北海道内で発電した電気の供給電力量 (送電端) (kWh)

②一昨年度の供給電力量 (需要端) (kWh)

(供給計画を報告する場合は、一昨年度を当該年度と読み替えて算定すること。)

※ 環境評価加点項目 6

再生可能エネルギー電力とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー電源（太陽光、風力、水力（3 万 kW 未満、揚水発電を除く）、地熱及びバイオマス）及び出力 3 万 kW 以上の水力発電（揚水発電を除く）とし、以下のいずれか又は組み合わせによる、環境価値を有する電気をいう。

① 非化石証書等を付けた FIT 電力

② 非化石証書等を付けた非特定の電源から調達した電力

③ 非 FIT 電力（再生可能エネルギー由来）

注 1：①、②の電力は、非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定あり、FIT／非 FIT のどちらも可）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来 J-クレジット）が付いていることを条件とする。

注 2：③の電力は、自らもしくは相対取引によって取得した再エネ指定の非 FIT 非化石証書が付いていることを条件とする。

様式 1（第 6 条関係）

令和 年 月 日

令和 年度 北海道の環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

北海道知事 様

住所：
商号または名称：
代表者職・氏名

令和 年度に北海道が行う電力調達契約の入札に参加したいので、北海道の環境に配慮した電力調達契約評価基準（別表 1）により算定した点数等を記載し提出します。
なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2 評価項目の状況

環境評価基本項目	自社の数値等	点数
令和 年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出 係数（事業者全体の調整後排出係数）	kg-CO ₂ /kWh	
令和 年度の未利用エネルギーの活用状況	%	
令和 年度の再生可能エネルギーの導入状 況	%	
環境評価加点項目		点数
省エネに関する情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 （いずれかに○をつける）	実施・未実施	
令和 年度のエネルギーの地産率	%	
落札した施設への再生可能エネルギー電力の 供給比率	%	
計		

3 未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況の算出根拠

令和 年度の未利用エネルギーの活用状況の算出根拠	
① 工場等の廃熱又は排圧	kWh
② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (再エネ特措法第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)	kWh
③ 高炉ガス又は副生ガス	kWh
供給電力量 (需要端)	kWh

令和 年度の再生可能エネルギーの導入状況の算出根拠	
① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量 (送電端)	kWh
② グリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO ₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力) の量	kWh
③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量	kWh
④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量	kWh
⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量	kWh
供給電力量 (需要端)	kWh

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の数値等」及び「点数」には、別表1により算出した値を記載すること。

注3) 環境評価加点項目については、環境評価基本項目の合計点が70点に満たない場合のみ記載すること。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類(算出根拠等)を添付すること。

担当部署

担当者名

電話番号

電子メール

(備考) 提出先: 北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課

住 所: 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

様式 2（第 6 条関係）

令和 年 月 日

令和 年度 北海道への再生可能エネルギー電力の供給予定比率報告書

北海道知事 様

住所

商号または名称

代表者職・氏名

令和 年度 北海道の環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書に係る再生可能エネルギー電力の供給予定比率について報告するとともに、以下について誓約します。

落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率 %

- 1 北海道における電力の調達に係る環境配慮要綱の対象契約を落札した場合には、当該契約において上記の供給比率以上の再生可能エネルギー電力を供給し、その比率について確認できる資料を様式 4 もしくはそれに準じた形式で 3 か月ごとに北海道知事に提出すること。
- 2 北海道へ供給する再生可能エネルギー電力の由来となる発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないこと。

※ 関係法令とは、事業計画策定ガイドライン（2026 年 4 月改訂 資源エネルギー庁）で示される主な関係法令リストに記載の法令をいう。

※ 北海道では、地域との共生に関する知事からのメッセージを策定（2025 年 11 月）し、事業者に対し、関係法令の遵守や自然環境の保全などの取組を求めています。

特定電源割当証明書

北海道知事 様

住所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 株式会社〇〇〇
代表者職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

以下のとおり北海道に電気を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値が、北海道に移転したこと及び当該価値がいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

- 1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 北海道〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW
- 2 供給期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
(提出期間) 第1四半期 ・ 第2四半期 ・ 第3四半期 ・ 第4四半期

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別紙のとおり)

区分	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

※ 契約期間の始期から記載し、3ヶ月(四半期)ごとに提出願います。

担当者等連絡先	
部署名：	
責任者	
担当者	
T E L：	
E - mail：	

【別添】環境価値の属性情報(見込みを含む。)

環境価値の付与に 使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の 電話番号	発電設備 区分	発電出力 (kWh)	発電設備の所在地	環境価値 移転量(kWh)
FIT非化石証書(再エネ指定)		●●事業者		〇〇県〇〇市〇〇		太陽光		〇〇県〇〇市〇〇	〇〇
非FIT非化石証書(再エネ指定)		▲▲事業者		〇〇府〇〇市〇〇		風力		〇〇県〇〇市〇〇	〇〇
							合計(kWh)		